



平成 29 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ボ ル テ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 津 谷 祐 司
(コード番号 : 3639 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 管 轄 松 永 浩
(TEL 03-5475-8193)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 28 日開催予定の第 18 期定時株主総会での承認可決を前提として、監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事については、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事内定のお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的とし、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行時期

平成 29 年 9 月 28 日に開催を予定している当社第 18 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただいた後、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ②IP 展開によりアニメ、グッズ、イベント、VR など、モバイルコンテンツ以外にも事業領域を拡大するため、現行定款第 2 条に事業目的を追加及び削除し、これに伴う号数の変更を行うものです。
- ③改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約に関する規定を一部変更するものです。なお、変更案第 30 条第 2 項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙の通りです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 29 年 9 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生予定日

平成 29 年 9 月 28 日 (木)

以 上

【別紙】

定款変更の内容は、次の通りです。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 <条文省略>	(商号) 第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 映像ソフト・ <u>音声ソフト</u> ・ <u>音楽ソフト</u> の企画、製作、買付、販売 2. <条文省略> <新 設> 3. 映像ソフト・ <u>音声ソフト</u> ・ <u>音楽ソフト</u> ・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング 4. <u>音楽著作権の管理</u> 5. <u>音楽著作物の利用の開発</u> (現行定款 第2条第9号より移設) (現行定款 第2条第6号より移設) 6. <u>コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作</u> (現行定款 第2条第8号より移設) 7. <条文省略> <新 設> 8. <u>キャラクターグッズの企画、製作、販売</u> (一部文言を修正し現行定款 第2条第3号より移設) 9. <u>書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</u> 10.～13. <条文省略>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 映像ソフト・ <u>音楽ソフト</u> ・ <u>音声ソフト</u> の企画、製作、買付、販売 2. <現行どおり> 3. <u>映像イベント・音楽イベント・演劇イベントの企画、製作、運営、興行</u> (一部文言を修正し変更案 第2条第9号へ移設) <削 除> <削 除> 4. <u>書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</u> 5. <u>コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作</u> (変更案 第2条第5号へ移設) 6. <u>キャラクターグッズの企画、製作、販売</u> 7. <現行どおり> 8. <u>著作権・著作隣接権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の取得、利用開発、管理、利用許諾、販売</u> (変更案 第2条第6号へ移設) 9. <u>映像ソフト・音楽ソフト・音声ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング</u> (変更案 第2条第4号へ移設) 10.～13. <現行どおり>
(本店の所在地) 第3条 <条文省略> <新 設>	(本店の所在地) 第3条 <現行どおり> (<u>機関の設置</u>) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <u>1.取締役会</u> <u>2.監査等委員会</u> <u>3.会計監査人</u>

(公告の方法)
第4条 < 条文省略 >

第2章 株式

第5条～第11条 < 条文省略 >

第3章 株主総会

第12条～第17条 < 条文省略 >

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

< 新設 >

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② < 条文省略 >
- ③ < 条文省略 >

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

< 新設 >

< 新設 >

< 新設 >

(公告の方法)
第5条 < 現行どおり >

第2章 株式

第6条～第12条 < 現行どおり >

第3章 株主総会

第13条～第18条 < 現行どおり >

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
②当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② < 現行どおり >
- ③ < 現行どおり >

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

< 削除 >

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

<p>(取締役会の設置) 第 21 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 <条文省略> ②当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 ②取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条<現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 26 条 <現行どおり> ②当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
--	--

<p>(取締役会規程) 第 27 条 < 条文省略 ></p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 < 条文省略 > ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 28 条 < 現行どおり ></p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 < 現行どおり > ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第 30 条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(員数) 第 31 条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(選任方法) 第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p>(任期) 第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> ②<u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p>(常勤の監査役) 第 34 条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

<p>(報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 監査役会の招集の通知は、会日の3日間前までに各監査役が発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>(監査役会規則) 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程) 第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><新設></p>	
<p><新設></p>	
<p><新設></p>	

<p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第 39 条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第 40 条～第 41 条 <条文省略></p> <p>(報酬)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が、<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 43 条～第 46 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第 34 条～第 35 条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 <現行どおり></p> <p>(附則)</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 第 18 期定時株主総会終結前の監査役 (<u>監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第 18 期定時株主総会終結前の社外監査役 (<u>社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお従前の例による。</u></p>
---	--

以 上